

(6) 都市計画の状況

① 都市計画区域

本市は、旧鴨川市の一部が「鴨川都市計画区域（2,061ha）」、旧天津小湊町の全域が「天津小湊都市計画区域（4,395ha）」に指定されており、2つの都市計画区域が併存しています。両都市計画区域とも非線引き都市計画区域*であり、両区域を合わせると行政区域全体の33.8%を占めています。

鴨川都市計画区域は、当初、旧都市計画法（大正8年制定）に基づいて、旧鴨川町全域が都市計画区域として指定されていました。その後、昭和46年の旧鴨川町、旧江見町、旧長狭町の合併による行政区域の拡大を受けて、新都市計画法（昭和43年制定）に基づいた都市計画区域の見直しが行われ、計画的な都市づくりが必要と判断された沿岸部の市街地周辺地域が、鴨川都市計画区域として新たに編入されています。

一方、天津小湊都市計画区域は、旧都市計画法に基づいて指定された都市計画区域であるため、山間地を含む旧行政区域全域が都市計画区域となっています。

【都市計画区域の指定状況】

区分	面積 (ha)	比率 (%)
行政区域	19,114	100.0
鴨川都市計画区域	2,061	10.8
天津小湊都市計画区域	4,395	23.0
都市計画区域外	12,658	66.2

